

# 四半期報告書

(第53期第3四半期)

焼津水産化学工業株式会社

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
第3 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【役員の状況】 .....	10
第4 【経理の状況】 .....	11
1 【四半期連結財務諸表】 .....	12
2 【その他】 .....	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	20

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 東海財務局長

**【提出日】** 平成24年2月10日

**【四半期会計期間】** 第53期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

**【会社名】** 焼津水産化学工業株式会社

**【英訳名】** YAIZU SUISANKAGAKU INDUSTRY CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 山本 和広

**【本店の所在の場所】** 静岡県焼津市小川新町5丁目8番13号  
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)

**【電話番号】** 該当事項はありません。

**【事務連絡者氏名】** 該当事項はありません。

**【最寄りの連絡場所】** 静岡県静岡市駿河区南町11番1号  
静銀・中京銀静岡駅南ビル6階

**【電話番号】** 054(202)6044

**【事務連絡者氏名】** 経営統括本部 経理部長 大勝 利昭

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 第3四半期 連結累計期間	第53期 第3四半期 連結累計期間	第52期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高（千円）	15,959,233	15,642,180	20,751,413
経常利益（千円）	937,208	1,070,741	1,132,962
四半期(当期)純利益（千円）	460,210	559,588	222,189
四半期包括利益又は包括利益（千円）	346,799	591,490	247,563
純資産額（千円）	17,445,025	17,628,010	17,345,781
総資産額（千円）	21,118,356	21,664,546	20,801,618
1株当たり四半期(当期)純利益金額（円）	32.75	39.82	15.81
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	82.6	81.4	83.4

回次	第52期 第3四半期 連結会計期間	第53期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額（円）	12.34	14.55

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 第52期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
5. 第52期第3四半期連結累計期間及び52期の売上高の算定にあたり、連結子会社であるマルミフーズ株式会社における水産物の問屋口銭に伴う取引については、従来、売上高及び売上原価ともに計上する方法(総額表示)によっておりましたが、売上高から売上原価を控除する方法(純額表示)に変更しており、遡及適用しております。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

第1四半期連結会計期間より、会計方針の変更を行っており、遡及処理後の数値で当四半期連結累計期間の比較・分析を行っております。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年12月31日）におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興に伴い回復の兆しはあるものの、円高の持続やユーロ圏の財政問題による海外経済の減速懸念などもあり、先行きに対する不透明感が強まっています。

食品業界におきましても、原材料価格が上昇傾向にあるなか、放射能汚染問題や低価格志向による価格競争の激化など、依然として厳しい収益環境が続いております。

このような中、当社グループは3ヶ年中期経営計画『チャレンジ & グロース』（挑戦と成長）の中間期として、利益を重視した筋肉質な企業体質の構築を目的に経営施策を遂行してまいりました。

具体的には、新規取引先への営業強化や不採算製品の見直しを行うとともに、生産効率の向上や経費削減を徹底し、採算性の改善など経営基盤の強化に取り組みました。

事業別では、調味料事業は、得意とする水産系調味料のシェアアップに注力するとともに、独自の加工技術を取り入れた差別化製品を展開しました。機能食品事業のうち機能食品は、子会社のUMI ウェルネス㈱が「コラーゲンゼリー」を発売し、基幹商品の育成を図りました。機能性食品素材は、飲料や美容分野など新たなマーケットへの配合提案を積極的に推進しました。海外事業は、円高による価格競争力の低下や放射能問題による日本製食品に対する諸外国の輸入規制などから拡販計画に遅れが生じていますが、国内の海外進出企業への営業を強化しました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、連結売上高は156億42百万円（※）（前年同四半期比3億17百万円、2.0%減）となりました。利益面におきましては、製造経費や販売費及び一般管理費の削減を推進し、連結営業利益は10億4百万円（同1億10百万円、12.3%増）、連結経常利益は10億70百万円（同1億33百万円、14.2%増）、連結四半期純利益は5億59百万円（同99百万円、21.6%増）となりました。

（※）水産物の問屋買付に伴う取引については、従来、売上高及び売上原価に計上する方法（総額表示）を採用しておりましたが、当期より、売上高から売上原価を控除する方法（純額表示）に変更しました。

	純額表示による売上高			総額表示による売上高		
	当第3四半期 連結累計期間	前第3四半期 連結累計期間	前年同期比	当第3四半期 連結累計期間	前第3四半期 連結累計期間	前年同期比
連結売上高	15,642百万円	15,959百万円	△317百万円	17,838百万円	17,295百万円	543百万円
うち水産物	2,279百万円	2,154百万円	125百万円	4,476百万円	3,490百万円	985百万円

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

#### （調味料）

調味料事業は、国内消費の伸び悩みから需要は頭打ちの状況の中ではありますが、当社が得意とする水産系調味料のシェアアップに取り組み、液体調味料、粉体調味料とも上昇傾向にあります。

この結果、調味料事業の売上高は62億18百万円（前年同期比1億67百万円、2.8%増）、セグメント利益（営業利益）は6億56百万円（同49百万円、8.2%増）となりました。

(機能食品)

機能食品事業における機能食品は、前期に引き続き一部取引先向け粉末製品の大幅な受注減があり苦戦を強いられましたが、医療栄養食（レトルト）は震災による特需が加わり伸長しました。N-アセチルグルコサミンやアンセリンを始めとする機能性食品素材は、価格競争が激化する厳しい環境下、飲料や美容分野への配合提案による新規顧客の獲得に取り組みました。

この結果、機能食品事業の売上高は57億2百万円（同6億34百万円、10.0%減）、セグメント利益（営業利益）は7億15百万円（同7百万円、1.0%減）となりました。

(水産物)

水産物事業は、主にカツオ・マグロ加工製品の製造販売です。販売部門は年末需要により売上が伸長し、また効率化や経費の削減に努めましたが、原料高が響き増収減益となりました。

この結果、水産物事業の売上高は22億79百万円（同1億25百万円、5.8%増）、セグメント利益（営業利益）は71百万円（同14百万円、17.1%減）となりました。

(その他)

その他事業は、各種ワサビ類他香辛料の製造販売、その他商品の販売です。香辛料は新たに大手量販店向けに採用されましたが価格競争が激しく利益面には貢献出来ませんでした。

この結果、売上高は14億41百万円（同24百万円、1.7%増）、セグメント利益（営業利益）は65百万円（同3百万円、5.2%減）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ8億62百万円増加し、216億64百万円となりました。

流動資産につきましては、現金及び預金が3億63百万円、受取手形及び売掛金が10億66百万円増加したものの、その他流動資産が1億71百万円減少したことなどから11億58百万円増加の125億4百万円となりました。固定資産につきましては、期中の減価償却が設備投資を上回り有形固定資産が2億44百万円減少したことなどから2億95百万円減少の91億59百万円となりました。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ5億80百万円増加し、40億36百万円となりました。

流動負債につきましては、支払手形及び買掛金が3億26百万円、未払法人税等が2億87百万円増加したことなどから8億20百万円増加の36億11百万円となりました。固定負債につきましては、長期未払金が1億7百万円減少したことなどから2億39百万円減少の4億25百万円となりました。

純資産につきましては、四半期純利益の計上により利益剰余金が2億50百万円増加したことなどから、2億82百万円増加の176億28百万円となりました。

この結果、自己資本比率は81.4%となりました。

### (3) 対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### ① 基本方針の内容

当社は、平成19年4月27日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）について決議し、同日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」において公表しておりますが、平成21年3月27日開催の取締役会において、上記を実質的に承継するものとして、以下のとおり基本方針を定めています。

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、これが当社の企業価値の向上または株主の皆様共同の利益に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社グループが長年に亘り培った企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者またはグループが当社の議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することで、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相応な措置を講じることを基本方針といたします。

#### ② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、基本方針の実現に資する取組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めております。

##### a. 3ヵ年中期経営計画『チャレンジ&グロース』

当社グループは、平成22年4月に新3ヵ年中期経営計画を発表し、その中間年度に当たる平成24年3月期は、①社会・顧客対応の充実、②優位性の創造と育成、③組織力の強化と連携、④人材育成の強化、⑤増益体質の強化の5つの基本方針に沿って、以下のような重点施策を継続、推進いたします。

##### 中期経営計画<重点施策>

##### イ. N-アセチルグルコサミン（NAG）の拡販

当社の機能食品事業を牽引する機能性素材NAGは、本格販売以来、国内トップシェアを維持する注力製品です。原料及び中間製品の供給体制が確立したことで、国内外への更なる拡販を実施します。また、子会社のUMI ウェルネス㈱の主力製品としても、広告宣伝を強化して市場の拡大を図ります。

##### ロ. 海外市場への積極展開

中国における調味料・機能食品素材の展開に実績が出始め、これを確実に推進するほか、海外子会社の上海事務所を活用した同国内での販路拡大と東南アジア市場（主にタイ、ベトナム）への市場開拓を図るべく、積極的・行動的な推進を図ります。

##### ハ. CVD 2号機の安定稼働と販売強化

当社の優位性の一つでもあるCVD（連続真空乾燥装置）製品は、その品質特性に対する幅広いニーズにより需要が拡大していることから、新規製品の市場投入及び製品特性を活かした受注の獲得に努めてまいります。

##### ニ. YSKブランドの育成

主力事業である調味料事業において、単なる調味素材ではなく、調理機能を有する新製品の開発に成果が出てきました。また、機能性素材の新たな分野として、化粧品・環境ビジネスへの展開の模索・実績化にも注力しています。こうした技術・製品の情報発信と売上拡大によって、YSKブランドの強化・育成を図ってまいります。

## b. コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレートガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。当社の取締役会は取締役7名で構成され、法令で定められた事項及び経営上の重要事項を審議・決定しています。

監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成され、監査役は取締役会やその他重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の業務執行を監査しています。こうした経営体制のもとで、会社法及び金融商品取引法に準拠した内部統制システムの構築、リスクマネジメント・コンプライアンス関連の各種委員会を設置・運営することで具体的な施策を推進しています。

### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、平成21年5月15日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。))を継続すること及び本プランによる買収防衛策の継続に併せて行う定款変更の承認議案を提出することを決議し、平成21年6月26日開催の当社第50期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

#### イ. 本プランの目的

当社は、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者(以下「大規模買付者」といいます。))に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会(下記ロ. eに定義されます)の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者(具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいいます。))によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成21年5月15日開催の取締役会において、本プランによる買収防衛策の継続を決定し、平成21年6月26日開催の第50期定時株主総会にて、株主の皆様よりご承認頂きました。

ロ. 本プランの内容について

a. 対象となる大規模買付行為の定義

次のいずれかに該当する行為(ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。)またはその可能性のある行為(以下「大規模買付行為」と総称します。)がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ・当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- ・当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- ・上記の各場合に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主に限ります。)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

b. 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面及び当該署名または記名捺印を行った代表者の資格証明書(以下これらを併せて「意向表明書」といいます。)を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。

c. 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、大規模買付情報を提供していただきます。当社取締役会または特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。

d. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

e. 特別委員会の設置

本プランによる買収防衛策の継続に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役並びに社外有識者の3名以上から構成される特別委員会(以下「特別委員会」といいます。)を設置します。

f. 特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである等一定の事情を有していると認められる者であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご意見を伺うべく当社株主総会を招集することができるものとします。

g. 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。ただし、会社法その他の法令及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

ハ. 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更について

本プランの有効期間は、当社第50期株主総会において本プランによる買収防衛策継続に関する承認議案が承認可決された時点から本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者または当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われているまたは企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

④ 上記③の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、本プランは、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的とするものであり、基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは、①株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高めるため、事前の開示がなされていること、②本プランの存続が株主の皆様ご意思に係らしめられていること、③経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動の是非を判断する場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること等から、当社取締役会は、本プランは当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、131百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,056,198	14,056,198	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	14,056,198	14,056,198	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	—	14,056,198	—	3,617,642	—	3,414,133

## (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することが出来ないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

### ① 【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,032,600	140,326	1単元の株式数 100株
単元未満株式	普通株式 18,098	—	—
発行済株式総数	14,056,198	—	—
総株主の議決権	—	140,326	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)含まれております。

### ② 【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
焼津水産化学工業 株式会社	静岡県焼津市小 川新町5丁目8 番13号	5,500	—	5,500	0.0
計	—	5,500	—	5,500	0.0

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役員の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	営業本部長 兼 営業統括部長	常務取締役	営業本部長 兼 西日本営業部長	齋藤 滋	平成23年9月22日
取締役	—	取締役	営業本部営業統括部長	又平 芳春	平成23年9月22日
常務取締役	営業本部長	常務取締役	営業本部長 兼 営業統括部長	齋藤 滋	平成23年12月22日
取締役	特命担当	取締役	営業本部 東日本営業 部長	高橋 英之	平成23年12月22日
取締役	経営統括本部長 兼 経営企画部長	取締役	経営統括本部長 兼 総務・人事部長	松田 秀喜	平成23年12月22日

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、芙蓉監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,347,530	3,711,241
受取手形及び売掛金	4,392,944	5,459,915
有価証券	176,934	160,233
商品及び製品	1,431,819	1,382,330
原材料及び貯蔵品	1,622,194	1,587,743
繰延税金資産	92,631	86,317
その他	292,364	121,101
貸倒引当金	△10,100	△4,100
流動資産合計	11,346,320	12,504,782
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,678,609	2,564,039
機械装置及び運搬具（純額）	1,456,918	1,333,096
土地	2,394,450	2,394,450
リース資産（純額）	50,106	52,717
建設仮勘定	18,165	15,120
その他（純額）	92,902	86,869
有形固定資産合計	6,691,151	6,446,292
無形固定資産	228,956	201,088
投資その他の資産		
投資有価証券	1,869,626	1,900,998
繰延税金資産	280,178	247,312
その他	419,550	371,844
貸倒引当金	△34,165	△7,772
投資その他の資産合計	2,535,189	2,512,383
固定資産合計	9,455,298	9,159,764
資産合計	20,801,618	21,664,546

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,883,176	2,209,436
短期借入金	20,495	115,748
1年内返済予定の長期借入金	140,000	140,000
リース債務	13,443	16,110
未払法人税等	58,698	346,261
未払消費税等	27,779	69,954
賞与引当金	153,075	113,534
役員賞与引当金	—	14,994
その他	494,042	585,088
流動負債合計	2,790,710	3,611,128
固定負債		
長期借入金	70,000	—
リース債務	46,711	45,490
繰延税金負債	22,450	18,585
退職給付引当金	376,202	318,869
長期未払金	139,296	31,996
その他	10,465	10,465
固定負債合計	665,126	425,407
負債合計	3,455,836	4,036,536
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,617,642	3,617,642
資本剰余金	3,414,133	3,414,133
利益剰余金	10,427,917	10,678,389
自己株式	△5,913	△6,058
株主資本合計	17,453,780	17,704,106
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△51,259	△3,088
為替換算調整勘定	△56,738	△73,007
その他の包括利益累計額合計	△107,998	△76,096
純資産合計	17,345,781	17,628,010
負債純資産合計	20,801,618	21,664,546

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
 【四半期連結損益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	15,959,233	15,642,180
売上原価	12,210,354	12,016,720
売上総利益	3,748,878	3,625,459
販売費及び一般管理費	2,854,642	2,620,992
営業利益	894,235	1,004,467
営業外収益		
受取利息	3,942	1,801
受取配当金	37,811	37,901
受取賃貸料	12,577	11,574
その他	35,971	51,230
営業外収益合計	90,302	102,507
営業外費用		
支払利息	863	888
匿名組合投資損失	24,337	16,743
為替差損	10,689	3,601
たな卸資産廃棄損	2,977	1,367
その他	8,462	13,633
営業外費用合計	47,329	36,233
経常利益	937,208	1,070,741
特別利益		
固定資産売却益	1,470	296
保険収益	—	28,910
国庫補助金	—	6,666
特別利益合計	1,470	35,873
特別損失		
固定資産売却損	1,894	—
固定資産除却損	20,714	8,201
投資有価証券評価損	62,191	53,876
退職給付制度改定損	85,049	—
災害による損失	—	26,459
固定資産圧縮損	—	6,666
特別損失合計	169,849	95,204
税金等調整前四半期純利益	768,829	1,011,411
法人税等	308,619	451,822
少数株主損益調整前四半期純利益	460,210	559,588
四半期純利益	460,210	559,588

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	460,210	559,588
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△69,867	48,171
為替換算調整勘定	△43,543	△16,269
その他の包括利益合計	△113,411	31,902
四半期包括利益	346,799	591,490
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	346,799	591,490
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
<p>(売上計上方法の変更)</p> <p>連結子会社であるマルミフーズ株式会社における水産物の問屋買付に伴う取引については、従来、売上高及び売上原価ともに計上する方法(総額表示)によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より売上高から売上原価を控除する方法(純額表示)に変更しております。</p> <p>この変更は当該取引の金額的重要性が増したため、営業成績をよりの確に表示するために行ったものです。当該会計方針の変更については、遡及適用を行い、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。</p> <p>この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第3四半期連結累計期間の売上高、売上原価はそれぞれ13億36百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。また、前連結会計年度の期首に反映されるべき累積的影響額はないため、前連結会計年度の利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。</p>	
<p>(試験研究費の計上方法の変更)</p> <p>提出会社である焼津水産化学工業株式会社における商品開発センター・調味料開発部の試験研究費について、従来売上原価に計上する方法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より販売費及び一般管理費に計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は前連結会計年度中において、顧客ニーズに迅速に対応するために大幅な組織変更を実施し、研究開発本部を商品開発センターにしたことに伴い、より適切な期間損益計算を行うために行ったものです。当該会計方針の変更については、遡及適用を行い、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。</p> <p>この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第3四半期連結累計期間の売上原価は1億2百万円減少し、販売費及び一般管理費は1億2百万円増加しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。また、前連結会計年度の期首に反映されるべき累積的影響額はないため、前連結会計年度の利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。</p>	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
1. 税金費用の計算	<p>当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。</p>

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>	
<p>(法人税率の変更等による影響)</p> <p>平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の見積実効税率は従来の税率から変更になります。</p> <p>この税率の変更により、未払法人税等が29百万円増加し、当第3四半期連結累計期間に費用計上された法人税等の金額が27百万円増加しております。</p>	

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
減価償却費	578,416千円	533,046千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	168,611	12	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	140,509	10	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	168,610	12	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	140,506	10	平成23年9月30日	平成23年12月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	調味料	機能食品	水産物	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	6,051,271	6,337,212	2,154,138	14,542,622	1,416,610	15,959,233	—	15,959,233
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	12,021	9,195	11,019	32,235	113,460	145,695	(145,695)	—
計	6,063,293	6,346,407	2,165,157	14,574,858	1,530,071	16,104,929	(145,695)	15,959,233
セグメント利益	606,496	723,209	85,676	1,415,382	69,241	1,484,623	(590,387)	894,235

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、各種ワサビ類他香辛料、その他商品であります。

2. セグメント利益の調整額590,387千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務・経理部門等管理部門に係る経費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	調味料	機能食品	水産物	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	6,218,949	5,702,382	2,279,552	14,200,884	1,441,296	15,642,180	—	15,642,180
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	11,265	15,714	12,177	39,157	109,352	148,509	(148,509)	—
計	6,230,215	5,718,096	2,291,729	14,240,041	1,550,648	15,790,690	(148,509)	15,642,180
セグメント利益	656,072	715,660	71,057	1,442,791	65,634	1,508,425	(503,957)	1,004,467

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、各種ワサビ類他香辛料、その他商品であります。

2. セグメント利益の調整額503,957千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務・経理部門等管理部門に係る経費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(会計方針の変更について)

連結子会社であるマルミフーズ株式会社における水産物の間屋買付に伴う取引については、従来、売上高及び売上原価ともに計上する方法(総額表示)によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より売上高から売上原価を控除する方法(純額表示)に変更しております。

この変更は当該取引の金額的重要性が増したため、営業成績をよりの確に表示するために行ったものです。当該会計方針の変更については遡及適用を行い、この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第3四半期連結累計期間の水産物の売上高は1,336,315千円減少しております。

### (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	32.75	39.82
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	460,210	559,588
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	460,210	559,588
期中平均株式数(千株)	14,050	14,050

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

平成23年11月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 140,506千円
- (ロ) 1株当たりの金額 10円
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月2日

(注) 平成23年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月7日

焼津水産化学工業株式会社  
取締役会 御中

芙蓉監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大塚 高德 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 畔村 勇次 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている焼津水産化学工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成24年2月10日
【会社名】	焼津水産化学工業株式会社
【英訳名】	YAIZU SUISANKAGAKU INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 和広
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	静岡県焼津市小川新町5丁目8番13号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長山本和広は、当社の第53期第3四半期(自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

